

令和8年度 新見市移住コンシェルジュ 募集要項

令和8年2月2日

本市への移住希望者の円滑な受け入れ、その定住を図るとともに、本市へのヒトの流入を促進し、地域を活性化するため、移住希望者への伴走支援や移住後のアフターフォローなどをしてくれる新見市移住コンシェルジュ（以下「コンシェルジュ」という。）を募集します。

1 募集概要

新見市の移住者支援に取り組みたい、移住・定住に関する情報発信をしたいという意欲があるコンシェルジュを募集します。

2 業務内容

- (1) 移住希望者からの相談対応及び受け入れ支援
- (2) 地域情報の収集及び情報提供
- (3) 移住者に対する移住後の支援
- (4) 移住相談会への参加
- (5) 移住・定住に関する情報発信
- (6) その他移住・交流の促進に係る支援

3 応募資格

次の各号の要件を全て満たす者とします。

- (1) 新見市内在住者
- (2) 心身が健康で、新見市への移住者支援に取り組む意欲のある者
- (3) 普通自動車運転免許を取得している者
- (4) パソコンの一般的な操作ができる者
- (5) SNS等を活用した情報発信ができる者

4 募集人数

3名以内

5 活動場所

- (1) 新見市移住交流支援センター新見駅前オフィス（以下、「駅前オフィス」という。）
及び市内全域
- (2) 移住相談会開催場所

6 勤務条件等

(1) 勤務時間

月80時間以内での活動を想定しています。

週2日程度は、駅前オフィスでの勤務を想定しており、その場合は1日7時間勤務（9：00～17：00（12：00～13：00休憩））となります。

(2) 給与等

勤務時間に応じて、報償費を支給します（時給1,200円）。また、活動のために自家用車を使用した場合は、移動距離により費用弁償を支給します。

※活動した月の翌月5日までに、月例報告を提出していただきます。

(3) 福利厚生

市との雇用関係はないため、健康保険及び年金等については、個人負担で加入が必要です。

7 委嘱形態・期間等

(1) コンシェルジュとして市長が委嘱します（市との雇用関係はありません）。

(2) 委嘱日は、令和8年4月1日です。

(3) 委嘱期間は、委嘱の日から1年間とします（ただし、再任を妨げない）。

(4) コンシェルジュは、副業可能です。

(5) 委嘱期間中であっても次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その職を解くことができるものとします。

(ア) コンシェルジュから辞退の申し出があったとき。

(イ) 登録の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(ウ) 前号に掲げるもののほか、コンシェルジュとしてふさわしくないと市長が判断する行為があったとき。

8 応募手続き

(1) 募集期間

令和8年2月2日（月）～2月27日（金）17時00分まで ※期限厳守

(2) 応募方法

下記提出書類を新見市移住・定住推進課まで持参、郵送またはメールにより提出してください。（郵送の場合は、上記の募集期間内に必着のこと）

(3) 提出書類

①新見市移住コンシェルジュ応募用紙（指定様式）

※2月2日（月）から、新見市移住・定住推進課で配布するほか、新見市ホームページからダウンロードできます。

②運転免許証のコピー

9 選考等

応募書類をもとに、別途、面接による選考を行います。（3月上旬に実施予定）

10 その他

- (1) 選考の参加のために必要な費用（交通費、郵送料等）は、応募者の負担となります。また、提出された書類は返却しません。
- (2) 本募集は、コンシェルジュに関する予算の成立を前提に実施するものです。
- (3) 駅前オフィスについては以下のとおりです。

住 所：新見市西方4161番地27

開館日及び時間：週6日（水曜日休館） 9：00～17：00

11 応募・問い合わせ先

〒718-8501 岡山県新見市新見310-3

新見市移住・定住推進課定住対策係

TEL (0867) 72-6114

E-mail : iju213@city.niimi.lg.jp